

平成28年第1回 中野区国民健康保険運営協議会 次第

開催日時：平成28年1月28日

午後2時開会

会場：区役所4階区議会第2委員会室

1 開会

- (1) 新任委員紹介
- (2) 区長あいさつ
- (3) 諮問書の提出 中野区国民健康保険条例の一部改正について
- (4) 署名委員の選出

2 議事

(1) 報告事項

- 資料1 平成26年度の国民健康保険の運営状況
- 資料2 国民健康保険の財政上の課題
- 資料3 平成26年度特定健診・特定保健指導の実施状況

(2) 審議事項

「中野区国民健康保険条例の一部改正について」

- 資料4 諮問書（写）、中野区国民健康保険条例の一部改正について等
- 資料5 平成28年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について（最終案）
- 資料6 保険料算出に係る基礎数値
- 資料7 平成28年度特別区国民健康保険（基礎分・支援金分）収入階層別保険料の比較
- 資料8 特別区国民健康保険における保険料率の推移

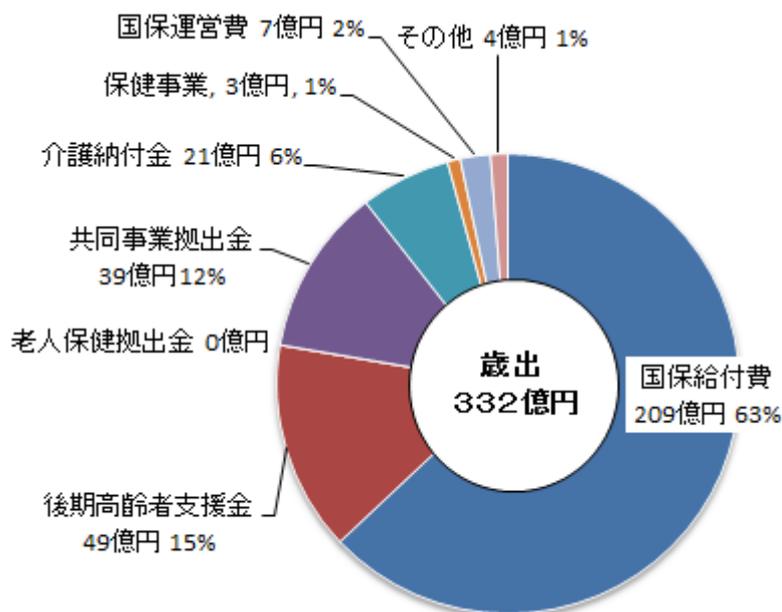
3 閉会

平成 26 年度の国民健康保険の運営状況

国民健康保険は、加入者が納める保険料、国や都の支出金などをもとに区が運営しています。平成 26 年度の加入者数は、区民の約 3 割に相当する、約 9 万 3 千人でした。

※歳出・歳入とも（ ）内は前年度比

歳出 ▶▶ 給付費が 2 億円増加し 209 億円に

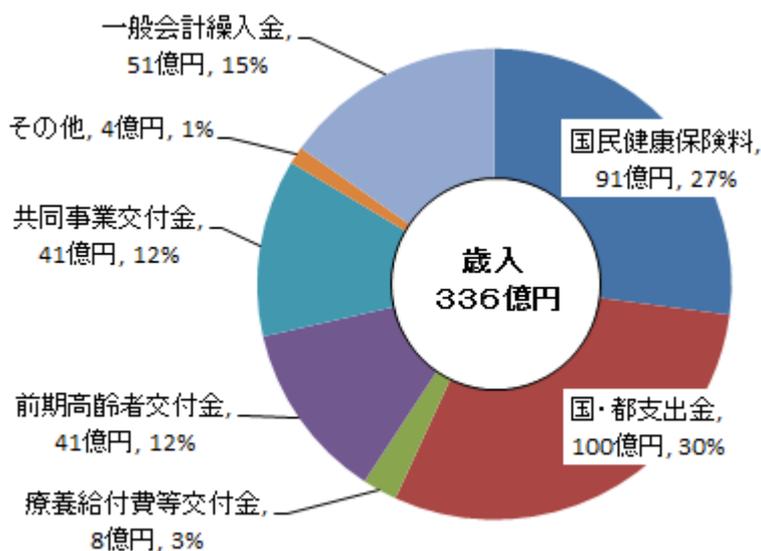


歳出の総額は 332 億円（1 億円増）でした。

内訳は、加入者の医療費などに充てる国保給付費が約 6 割を占め、209 億円（2 億円増）でした。また、後期高齢者医療制度への支援金は 49 億円でした。

その他、一定額を超えた医療費を各区市町村間で財政調整する共同事業拠出金が 39 億円、介護保険制度の運営に充てられる介護納付金が 21 億円でした。

歳入 ▶▶ 運営経費の一部を一般会計から繰り入れました



歳入の総額は 336 億円（2 億円増）でした。

内訳は、加入者の保険料が 91 億円（0.5 億円増）、国・都からの支出金が 100 億円、前期高齢者の加入割合に応じて保険者間で財政調整する前期高齢者交付金が 41 億円、共同事業交付金は 41 億円となっています。

これらの収入でも不足する分などを、区の一般会計から 51 億円（3 億円増）繰り入れ、そのうち、法定外の繰入金は 31 億円（1 億円増）でした。

国民健康保険の財政上の課題

中野区国民健康保険の概要（平成27年度 区民サービス管理部事業概要 より）

1 被保険者数の推移

（単位：人） 各年度末現在（外国人含む）

年度	区の総数(翌年度4/1)		国保加入者		加入率		世帯構成		
	世帯 (A)	人口 (B)	世帯 (C)	被保険者 (D)	世帯 (C/A)	被保険者 (D/B)	区全体 (B/A)	国保加入者 (D/C)	
平成26年度	192,511	318,530	67,120	91,622	34.87%	28.76%	1.65	1.37	
平成25年度	189,507	315,003	67,808	93,419	35.78%	29.66%	1.66	1.38	
平成24年度	186,904	312,303	67,961	94,255	36.36%	30.18%	1.67	1.39	
対前年 度比較 26-25	増減	3,004	3,527	-688	-1,797	-0.92	-0.89	-0.01	-0.01
	増減率	1.59%	1.12%	-1.01%	-1.92%	-2.56%	-3.01%	-0.46%	-0.92%

2 給付費の状況

療養給付費等

病気やケガにより健康保険を扱う病院や診療所で治療を受けた場合、被保険者はその医療費の一部（一部負担金）を支払い、残りを国民健康保険が給付する（保険者負担分）。また、旅行中の急病などで被保険者証が提示できず医療費の全額を支払った場合は、後日、保険者負担分を請求することができる。

（事業実績）

（単位：件,千円）

区分 年度	療養給付費		療養費	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,321,825	17,989,578	60,279	443,932
平成25年度	1,327,960	17,855,407	59,631	438,608
平成24年度	1,331,800	17,773,137	61,272	458,380

高額療養費

医療費の負担を軽減するため、支払った医療費（一部負担金）が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に支給する。また、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関に提示することで、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。平成24年4月から、入院だけでなく外来受診でも使用できるようになった。

（事業実績）

（単位：件,千円）

年度	件数	金額
平成26年度	34,485	2,193,286
平成25年度	33,074	2,172,441
平成24年度	30,339	2,158,579

3 保険料の収入状況等

（単位：円）

現年分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調定額	9,653,477,211	9,890,741,420	9,987,520,424
収入額	8,079,759,832	8,462,218,178	8,552,167,759
収入率	83.7%	85.6%	85.6%

23区における収納率の順位

平成22年度→26年度 16位→15位→13位→10位→10位

○特別区における国民健康保険料について

国民健康保険の保険料は、「基礎分」、「支援分」、「介護分」を合算して算定され、このうち、介護分については、40～64歳の加入者のみに賦課される。3つの区分それぞれについて、加入者の所得に応じて賦課される「所得割」と、一人ひとりに均等額が賦課される「均等割」とがある。（下図参照）

特別区では、23区全体の加入者数や医療費等の見込みにより同一の保険料率を設定する、統一保険料方式を採用している。ただし、介護分の所得割については、個別に設定している。

平成28年度の保険料率等

	所得割	均等割
基礎分 (医療費等の相当分)	6.86%	35,400円
支援分 (後期高齢者医療制度の支援分)	2.02%	10,800円
介護分 (40～64歳の介護保険料相当分)	1.61% (中野区)	14,700円

○財政上の課題について

加入者数は減少傾向にある一方で、医療費は、急速な高齢化と医療の高度化により増加傾向にある。結果として、加入者1人あたりの負担は増加傾向にある。

国民健康保険制度を安定的に運営していくためには、保険料の確実な収納という歳入確保とともに、医療費の増加の抑制という両面からの取り組みが必要となる。

(参考)

平成27年度より国民健康保険団体連合会の国保データベース（KDB）システムが稼働したことに伴い、レセプト情報の帳票出力が可能となった。

糖尿病のレセプト分析の例（次ページ）

診療月：平成27年10月

被保険者数：92,789人（うち、男性47,471人、女性45,318人）

1か月のレセプト件数：56,046件

うち、糖尿病：5,882人（6.3%）、人工透析123人（2.1%） など

○国民健康保険財政の健全化に向け、平成26年度に行った主な取り組み

◆歳入確保について

1. 収納率の向上対策

- ①国保に加入する時点でキャッシュカードがあれば、その場で口座引き落としの手続きができる、ペイジー口座振替受付サービスを積極的に活用した。
- ②委託により実施している、保険料納入を案内する架電業務で、社会保険への加入が判明した場合、国保の喪失手続きを勧奨した。
- ③保険料の高額滞納者に対して、現年分の滞納に関しても速やかに財産調査を開始し、滞納整理への着手を早めることで滞納繰越の防止に努めた。
- ④区職員による臨戸徴収の実施 平成27年12月20日（日）
31組（1組2名）で実施。滞納者宅（約1,300世帯）を訪問し、保険料の収納等を行った。

2. 取り組みの実績

中野区の保険給付費等と一般会計繰入金の推移

年度	保険給付費・後期高齢者支援金・介護納付金・保健事業費 ※（ ）内は医療給付費	収入率 (現年分)	口座振替 加入率	一般会計からの 繰入金（法定外）
平成26年度	約276億（約209億円）	85.6%	40.9%	約31億30百万円
平成25年度	約273億（約208億円）	85.6%	39.8%	約30億40百万円
平成24年度	約270億（約207億円）	83.7%	38.7%	約34億15百万円

◆歳出適正化について

1. 医療給付費の適正化

医療費についての関心を持ってもらうための医療費通知や、生活習慣病の方を対象としたジェネリック医薬品を選択した場合の自己負担の差額通知の実施

2. 取り組みの実績

中野区の医療給付費の適正化事業

年度	ジェネリック医薬品 使用率（全医薬品に 占める割合）	ジェネリック 差額通知	医療費通知 (12か月分)
平成26年度	26.7%	年2回	年1回
平成25年度	22.1%	年2回	年1回
平成24年度	—	—	年1回

平成 26 年度 特定健診・特定保健指導の実施状況

【特定健診】

1. 特定健診対象者 61,121 人 (A)

①平成 26 年 4 月 1 日現在、中野区国民健康保険の被保険者で 40 歳～75 歳未満の方

②平成 26 年 4 月 2 日以降に中野区国民健康保険の被保険者となった 40 歳～75 歳未満の方

2. 受診券・受診券シール送付日及び受診期間

送付日：平成 26 年 5 月 23 日（6 月以降、新たに被保険者となった者には毎月送付）

受診期間：平成 26 年 6 月 2 日～平成 27 年 2 月 28 日

3. 特定健診受診状況

①月別受診者数

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
受診者数(人) [B]	1,654	2,202	1,620	1,818	2,358	2,655	2,332	1,936	5,484
累計(人) [C]	1,654	3,856	5,476	7,294	9,652	12,307	14,639	16,575	22,059
受診率 [C/A]	2.7%	6.3%	9.0%	11.9%	15.8%	20.1%	24.0%	27.1%	36.1%

※受診者数は、当該月に医療機関より報告のあった人数

②年齢別受診者数

区 分	合 計	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70 歳
		44 歳	49 歳	54 歳	59 歳	64 歳	69 歳	以上
受診者数 (人)	男	8,757	744	772	735	705	1,079	2,523
	女	13,302	838	811	896	1,042	1,911	3,574
	計	22,059	1,582	1,583	1,631	1,747	2,990	5,773
受診率	36.1%	18.4%	21.0%	25.6%	30.2%	38.7%	47.2%	52.4%

【特定保健指導】

1. 対象者

特定健診の結果から腹囲またはBMI と血糖値・血圧・脂質・喫煙の有無のリスク要因の数値・年齢に着目したうえで階層化を行い、「積極的支援」及び「動機付け支援」に該当した者

2. 特定保健指導階層化結果

(単位：人)

区 分	合 計	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70 歳	
		44 歳	49 歳	54 歳	59 歳	64 歳	69 歳	以上	
特定健診受診者数	22,059	1,582	1,583	1,631	1,747	2,990	5,773	6,753	
階層化結果	情報提供	19,563	1,301	1,328	1,365	1,517	2,644	5,206	6,202
	動機付け支援	1,684	123	104	101	88	150	567	551
	積極的支援	812	158	151	165	142	196		

※65 歳以上については、積極的支援に該当しても動機付け支援として階層化している

3. 特定保健指導実施状況

(単位：人)

区 分	合 計	動機付け支援	積極的支援
対象者数	2,308	1,521	787
初回面接のみ	88	64	24
支援終了者	90	63	27
実績評価のみ	32	23	9

※「初回面接のみ」は、26年度に開始し27年度に終了する予定の人数。

「支援終了者」は、26年度に開始及び終了した人数。「実績評価のみ」は、25年度に開始し26年度に終了した人数。

担当 健康福祉部保健予防分野

27 中区医第 2892 号

平成 28 年 1 月 28 日

中野区国民健康保険運営協議会会長 様

中野区長 田 中 大 輔

中野区国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、下記について貴協議会に諮問いたします。

記

1 諮問事項

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

2 諮問内容

(1) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

○所得割率 100分の6.45 を 100分の6.86 に改正する。

○均等割額 33,900円 を 35,400円 に改正する。

○所得割の賦課割合 100分の58 を 100分の57 に改正する。

○均等割の賦課割合 100分の42 を 100分の43 に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

○所得割率 100分の1.98 を 100分の2.02 に改正する。

○所得割の賦課割合 100分の58 を 100分の57 に改正する。

○均等割の賦課割合 100分の42 を 100分の43 に改正する。

③介護納付金賦課分

○所得割率 100分の1.58 を 100分の1.61 に改正する。

(2) 保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当(7割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 23,730円を24,780円 に改正する。

②第2号該当(5割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 16,950円を17,700円 に改正する。

③第3号該当（2割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額 6,780円 を 7,080円 に改正する。

(3) 賦課限度額を次のとおり改める。

①基礎賦課限度額 52万円 を 54万円 に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課限度額 17万円 を 19万円 に改正する。

(4) 保険料均等割軽減の対象となる判定所得の基準を次のとおり改める。

①第2号該当（5割軽減）

被保険者等の合計数に乗ずる金額

26万円 を 26.5万円 に改正する。

②第3号該当（2割軽減）

被保険者等の合計数に乗ずる金額

47万円 を 48万円 に改正する。

(5) 保険料の減免の手続きに関して次のとおり改める。

保険料を減免できる者及び減免の申請期限について、理由等を考慮した取り扱いを設ける。

3 改正理由

(1) 賦課総額改正のため、基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料率等を改正する。

(2) 基礎賦課額に係る均等割額改正に伴い、保険料を減額する額を改正する。

(3) 国民健康保険法施行令改正により、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額が引き上げられたため改正する。

(4) 国民健康保険法施行令改正により、低所得者に対する保険料均等割の軽減判定所得の基準が引き上げられたため改正する。

(5) 保険料の減免申請に関して、規定の整備を行う。

4 実施時期

平成28年4月1日から施行する。

ただし、2諮問内容（5）は公布の日から施行する。

平成 28 年度特別区国民健康保険基準保険料率等の設定について（最終案）

平成 28 年度特別区国民健康保険基準保険料率等は、平成 28 年 1 月 15 日の特別区長会総会において、以下のとおり了承された。

1 平成 28 年度基準保険料率算定における基本的な考え方

（1）高額療養費等の保険料賦課総額算入の見直し等（※詳細後述）

高額療養費等については、平成 26 年度から 29 年度までの 4 年間で段階的に毎年度 1/4 ずつ賦課総額に算入する予定であったが、国が広域化の実施時期を平成 30 年度としたことを踏まえ、今後は、平成 30 年度までの 3 年間で段階的に算入する。平成 28 年度は 67/100 とする。なお、賦課割合は据え置く。

（2）国民健康保険制度改正への対応（平成 28 年度施行予定）

基礎分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額をそれぞれ 2 万円増額するとともに、5 割軽減、2 割軽減対象となる均等割軽減判定所得を拡大する。

（3）医療費適正化施策への取組み

国保加入者の高齢化に伴って、今後も療養給付費の総額は増加が見込まれるため、医療費適正化施策を特別区としての喫緊の共通課題として認識し、広域的な幅広い視点で解決策を検討していく。

2 平成 28 年度基準保険料率等

（1）基礎分・後期高齢者支援金分

- 1 人当たり保険料 111,189 円 [前年度比 4,644 円 (4.36%) 増]
- 所得割率 8.88% [前年度比 0.45 ポイント増]
- 均等割額 46,200 円 [前年度比 1,500 円増]
- 賦課限度額 73 万円 (前年度比 4 万円増 基礎分 54 万円 支援金分 19 万円)
- 賦課割合 (中野区) 所得割 : 均等割 57 : 43

（2）介護納付金分

- 均等割額 14,700 円 [前年度と同額]
- 賦課限度額 16 万円 [前年度と同額]
- 所得割率 (中野区) 1.61% [前年度比 0.03 ポイント増]

3 高額療養費を賦課総額に算入する経緯

保険料算定の標準的な考え方である 基準政令(国民健康保険法施行令第29条の7) では、高額療養費等を賦課総額に算入することが規定されている。

しかし、特別区では東京都が国保の事業調整を行っていた頃より、保険料の算定には高額療養費を算入しておらず、平成12年の都区制度改革時にも、「高額療養費を含めて算定しても保険料水準が低位に抑えられるような状況にならない限り、(算入は)容易ではない」との認識により、引き続き算入が先送りされてきた。

一方、歳出に対する歳入の財源不足を補うための法定外繰入金(赤字補填)が、区の一般会計を圧迫する要因となっており、中野区における法定外繰入金は、平成26年度実績で約31億円にも上っている。

このような財政上の問題とともに、国保運営の都道府県化という制度変更が予定されていることを踏まえ、特別区では、保険料の算定方法を法令の規定に合わせるため、平成26年度から高額療養費等を段階的に賦課総額へ算入している。

算入開始時期と割合

○平成26年度から5年間で高額療養費等を賦課総額へ段階的に算入

平成26～27年度

この2年間で、高額療養費等を賦課総額へ1/4ずつ算入しており、平成27年度までで、50/100の算入の実績がある。

平成28～30年度 来年度から実施

未算入の高額療養費等に相当する50/100を今後3年間で算入していく。
平成28年度は67/100とする。

平成28年度 保険料率算出に係る基礎数値

基礎分・後期高齢者支援金分に係る基礎数値（特別区）

区分年度		特別区		
		28年度(案)	27年度	増減
一般被保険者数		2,360 千人	2,432 千人	△ 72 千人
保険者負担分医療費	一般被保険者療養給付費(a)	5,194 億円	5,220 億円	△ 26 億円
	健診・指導費(b)	41 億円	40 億円	1 億円
	前期高齢者交付金(c) (精算分含む)	-1,624 億円	-1,620 億円	△ 4 億円
後期高齢者支援金分(d)		1,228 億円	1,237 億円	△ 9 億円
賦課率 <small>※ただし、健診・指導費(b)は国基本単価から自己負担額を除いた1/3</small>		50 %	50 %	同率
高額療養費(e)		211 億円	159 億円	52 億円
賦課総額(a+c+d)/2 + b/3 + e <small>※健診・指導費(b)は1/3として加算</small>		2,624 億円	2,591 億円	33 億円
保険料率	所得割料率 (※基礎分と支援金分との合算数値)	8.88 %	8.43 %	0.45 ポイント
	均等割額 (※基礎分と支援金分との合算額)	46,200 円	44,700 円	1,500 円
賦課限度額 (※基礎分と支援金分との合算額)		73 万円	69 万円	4 万円
1人当たり保険料 (基礎分と支援金分との合算額)		111,189 円	106,545 円	4,644 円

介護納付金賦課額分に係る基礎数値（中野区）

		28年度(案)	27年度	増減	備考
第2号被保険者数	a	31,185 人	33,548 人	-2,363 人	
一人あたり納付金	b	59,848 円	59,744 円	104 円	64,300円(国基準) -4,452円(26年度分精算額)
介護納付金	c = a × b	1,866 百万円	2,004 百万円	-138 百万円	
賦課率	d	50 %	50 %	同率	23区共通基準
賦課総額	e = c × d	933 百万円	1,002 百万円	△ 69 百万円	
賦課割合 (所得割:均等割)	f	51 : 49	51 : 49	同率割合	区ごとに設定
所得割額の総額		475 百万円	509 百万円	△ 34 百万円	算定基礎所得 × 所得割料率(g)
所得割料率	g	1.61 %	1.58 %	0.03 ポイント	区ごとに設定
均等割額の総額		458 百万円	493 百万円	△ 35 百万円	第2号被保険者数(a) × 均等割額(h)
均等割額	h	14,700 円	14,700 円	0 円	23区共通基準
一人あたり保険料	i = b × d	29,924 円	29,872 円	52 円	
賦課限度額	j	16 万円	16 万円	0 万円	国基準

平成28年度特別区国民健康保険（基礎分＋支援金分）収入階層別保険料の比較

保険料率等 (旧ただし書方式)	平成28年度 (58 : 42)			27年度 (58:42)
	基礎分	支援金分	計	
所得割率	6.86%	2.02%	8.88%	8.43%
均等割額	35,400	10,800	46,200	44,700
1人当たり保険料額	85,164	26,025	111,189	106,545
賦課限度額	540,000	190,000	730,000	690,000

高額療養費等算入額約211億円
(67/100⇒67%)

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者（65歳以上）1人世帯〔世帯主（65歳）のみ〕

年収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
27年度保険料 [a]		13,410	13,410	75,381	168,621	238,168	308,980	380,635	452,290
28年度	保険料 [b]	13,860	13,860	78,696	176,736	249,996	324,588	400,068	475,548
	27年度保険料との比較 [b] - [a]	450	450	3,315	8,115	11,828	15,608	19,433	23,258
	対前年度比 [b] / [a]	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05

均等割軽減割合対象 7割 7割 2割

②年金受給者（65歳以上）2人世帯〔世帯主（65歳）＋配偶者（65歳・収入なし）〕

年収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
27年度保険料 [a]		26,820	26,820	84,321	213,321	282,868	353,680	425,335	496,990
28年度	保険料 [b]	27,720	27,720	87,936	222,936	296,196	370,788	446,268	521,748
	27年度保険料との比較 [b] - [a]	900	900	3,615	9,615	13,328	17,108	20,933	24,758
	対前年度比 [b] / [a]	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05

均等割軽減割合対象 7割 7割 5割

③給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主（35歳）のみ〕

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
27年度保険料 [a]		13,410	24,036	119,727	178,737	241,119	308,559	375,999	446,811
28年度	保険料 [b]	13,860	24,876	125,232	187,392	253,104	324,144	395,184	469,776
	27年度保険料との比較 [b] - [a]	450	840	5,505	8,655	11,985	15,585	19,185	22,965
	対前年度比 [b] / [a]	1.03	1.03	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05

均等割軽減割合対象 7割 5割

④給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主（35歳）＋配偶者（35歳・収入なし）〕

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
27年度保険料 [a]		26,820	46,386	146,547	223,437	285,819	353,259	420,699	491,511
28年度	保険料 [b]	27,720	47,976	152,952	233,592	299,304	370,344	441,384	515,976
	27年度保険料との比較 [b] - [a]	900	1,590	6,405	10,155	13,485	17,085	20,685	24,465
	対前年度比 [b] / [a]	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05

均等割軽減割合対象 7割 5割 2割

特別区国民健康保険における保険料率の推移

基礎分・後期高齢者支援金分

区分		平成28年度(案)		平成27年度		平成26年度		平成25年度		平成24年度		
保 険 料 率 等	所得割	8.88%		8.43%		8.47%		8.36%		8.51%		
	基礎分	支援金分	6.86%	2.02%	6.45%	1.98%	6.30%	2.17%	6.02%	2.34%	6.28%	2.23%
	均等割		46,200円		44,700円		43,200円		41,400円		40,200円	
	基礎分	支援金分	35,400円	10,800円	33,900円	10,800円	32,400円	10,800円	30,600円	10,800円	30,000円	10,200円
	賦課限度額		730,000円		690,000円		670,000円		650,000円		650,000円	
	基礎分	支援金分	540,000円	190,000円	520,000円	170,000円	510,000円	160,000円	510,000円	140,000円	510,000円	140,000円

介護納付金分(所得割料率は各区で設定)

区分	平成28年度(案)	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
介護納付金 均等割額	14,700円	14,700円	15,300円	15,000円	14,100円
介護納付金 所得割料率(中野区)	1.61%	1.58%	1.76%	1.79%	1.60%
介護納付金 賦課限度額	160,000円	160,000円	140,000円	120,000円	120,000円